

AI for Science革新的研究推進事業(ARiSE)  
2026年度 研究開発提案募集FAQ

更新日:2026/6/5

No.	種別	質問内容	回答 ※公募要領の2.X.Xは戦略ターゲット型、3.X.Xは国際・融合型、 4.X.X及び5.X.Xは両タイプ共通の記載です。	掲載日
1	応募要件	SPReADとの重複応募は可能ですか。	SPReADの研究代表者とARiSEの共同代表者(研究開発代表者及び共同研究開発代表者)の重複応募は認められません。SPReAD第1回公募に応募した場合はARiSEの審査対象外となります。また、ARiSEに応募した場合はSPReAD第2回公募の審査対象外となります。 他方で、SPReADの研究代表者がARiSEの共同代表者以外の役割(研究開発分担者、研究参加者等)でARiSEの研究開発体制に含まれることは可能です。 なお、事業趣旨として、SPReADは、AI活用の裾野を広げ、AI for Scienceの波及・振興を促進し、我が国独自の競争優位につながる新たな研究の種や芽を創出することを目的とするとともに、研究代表者個人で行う研究を対象としています。一方でARiSEは、AI活用による世界を先導する科学研究成果の創出と、それにより我が国がAI for Science先進国の地位を築くことを目指すとともに、AI研究者とドメイン研究者が共同代表者として研究チーム等を先導して行う研究を対象としています。 これら事業趣旨の違いをよくご認識いただいた上で、代表者として応募する事業を選択いただきますようお願いいたします。	5/19
2	応募要件	「AI研究者」であることの要件はありますか。	「AI研究者」として提案内容を実施できる研究者であれば問題ありません。「ドメイン研究者」についても同様です。	5/19
3	応募要件	研究開発代表者は、機関・組織の長である必要はありますか。また、1機関あたりの応募件数に制限はありますか。	研究開発代表者が機関・組織の長である必要はありません。公募要領「2.2.4または3.2.4 応募要件」および「4.5 採択された共同代表者の責務等」を満たす者であることが必須です。また、1機関あたりの応募件数に制限はありません。	5/19
4	応募要件	戦略ターゲットは、「既に準備、試行を開始している取組を対象」となっていますが、どの程度の準備、試行を想定していますか。	戦略ターゲット型では、体制構築などの取組をゼロベースで支援することは想定しており、約2.5年の事業期間でターゲットとして定めた目標が達成できるように、「既に準備、試行を開始している取組を対象」としています。 そのうえで、提案書に取組の準備・試行状況について明記いただいたうえで、提案ごとに判断します。	5/19
5	応募要件	戦略ターゲット型では国際連携は必須ですか。	必須ではありません。なお、国際連携体制の要否の理由(国際戦略)が明確かつ適切であるか等は、選考において考慮します。	5/19
6	応募要件	戦略ターゲット型では民間企業が実施体制に参画する必要がありますか。民間企業への予算配分も可能ですか。	必須ではありませんが、民間企業を含む研究体制の構築や、民間企業が研究開発課題に参画する提案も可能です。ただし、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(*)に基づく体制整備等の条件を満たす国内法人であり、かつJSTと委託研究契約内容に合意できる場合は、JSTからの研究費を受給することが可能です。なお、戦略ターゲット型では、早期実装・ビジネス化に向けた取組状況の観点においても評価を行います。 ※詳細は、公募要領「4.6 研究機関の責務等」および「5.30 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について」をご確認ください。	5/19
7	応募要件	戦略ターゲット型は「既に準備、試行を開始している取組」が対象になっていますが、国際・融合型では、研究の準備状況について条件はありますか。	国際・融合型では、研究の準備状況に関して条件はありませんが、選考においては実現可能性等、遂行能力の観点で評価を行います。	5/19
8	戦略ターゲット	戦略ターゲット1(T1)で開発が求められている「国際ベンチマーク」とは具体的にはどのようなものを想定していますか。	本公募でいう「国際ベンチマーク」は、開発成果のみならず他者の成果物・製品等をも含め、国内外の第三者が同一条件で性能を再現・比較できるようにした評価枠組み(タスク定義、データ、評価指標等)を想定しています。	5/19
9	体制	研究開発代表者と共同研究代表者の違いを教えてください。	研究開発代表者は提案に際しての代表者としてe-Radに登録する者です。共同研究開発代表者は、研究開発代表者と共同で提案し、採択後は研究開発代表者と同等の責務を担う者ですが、提案に際しては共同提案者(主たる共同研究者)としてe-Radに登録してください。 なお、研究開発代表者と共同研究開発代表者をまとめて共同代表者と総称します。	5/19
10	体制	AIの活用先の研究分野の研究者(ドメイン研究者)には、どのような分野の研究者が該当しますか。	戦略ターゲット型においては、提案する戦略ターゲットに合致する分野の研究者が該当します。 国際・融合型においては、特定の研究分野に限定しません。いわゆる自然科学分野のみならず、数学・数理科学や人文・社会科学分野等も含めあらゆる分野がAIの活用先として想定されます。	5/19
11	体制	共同研究開発代表者として複数の提案に参画する場合、提案ごとに役割(AI研究者/ドメイン研究者)が変わっても問題ないですか。	「AI研究者」「ドメイン研究者」として提案内容を実施できる研究者であれば、提案ごとに役割が変わっても問題ありません。	5/19
12	体制	研究開発分担者のグループ数に制限はありますか。	制限はありません。提案の規模と実施内容に鑑みて適切な体制を構築してください。	5/19
13	体制	研究機関Aに所属する研究者のグループに、本事業の予算配分をしない研究機関Bの研究者を研究開発参加者として含めることは可能ですか。	研究機関Bに研究費の配分が必要ない場合、可能です。この場合、知財の扱いや研究倫理の遵守などの責任は研究機関Aに請け負っていただきます。そのため、JSTと研究機関Aとの間での委託研究契約等で規定される事項が遵守されるよう、研究機関Aと研究機関Bとで同意書を交わすなど適切に対応してください。	5/19
14	体制	研究開発期間中に、共同代表者の裁量で新たなグループを追加することはできますか。	1課題あたりの予算上限内でのグループ追加や、配賦された追加予算を踏まえた計画変更については、POの了承が得られることを前提に可能です。	5/19
15	体制	国際連携を含む提案を行う場合、相手国の制限はありますか。また、相手国への予算配賦は可能ですか。	原則、相手国の制限はありませんが、本事業は「特定研究開発プログラム」に指定されていることから、経済安全保障上の観点から研究セキュリティ確保が必要とされており、ARiSEが目指す、研究力の高い同盟国・同志国などの戦略的な国際連携を円滑に推進するためにも、この点を踏まえてご検討いただく必要があります。	5/19
16	体制	国際連携において国際共同研究契約の締結は必須ですか(事前に締結しておく必要がありますか)。	JSTとの委託研究契約に反しない範囲で、研究データや知的財産等の扱いを定めた国際共同研究契約または同等の文書を締結してください。なお、提案時点で締結していなくてもかまいません。既に締結済みであれば実績として記載してください。	5/19
17	体制	共同研究開発代表者が国際連携パートナー(海外機関)の場合、e-Rad登録は必要ですか。	不要です。なお、研究開発代表者はe-Radから応募をしていただきますのでe-Rad登録が必須です。	5/19
18	体制	戦略ターゲット型の事業概要に「産学の共同により」という表現がありますが、企業の参画(企業が研究開発分担者になっていること)が必須ですか。	企業の参画は必須ではありません。提案内容に鑑みて適切な体制を構築してください。なお、戦略ターゲット型においては早期実装・ビジネス化に向けた取組状況の観点においても評価を行いますので、この点もご留意いただく必要があります。	5/19

No.	種別	質問内容	回答 ※公募要領の2.X.Xは戦略ターゲット型、3.X.Xは国際・融合型、 4.X.X及び5.X.Xは両タイプ共通の記載です。	掲載日
19	予算	民間企業所属の研究者も研究費を受給することは可能ですか。また、国際企業の日本法人をJSTからの研究費を受給する研究開発分担者とすることは可能ですか。	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(※)に基づく体制整備等の条件を満たす国内法人であり、かつJSTと委託研究契約内容に合意できる場合は、JSTからの研究費を受給することが可能です。ただし、選考の過程で必要に応じてJSTから追加の情報提供を求められることがあります。※詳細は、公募要領「4.6 研究機関の責務等」および「5.30 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」について」をご確認ください。	5/19
20	予算	参画する民間連携パートナーに対して、大学から再委託の形で研究費を支払うことは可能ですか。例えば、企業で使用する人件費、旅費等の経費を支払うことは可能ですか。	本事業では再委託は原則禁止です。民間連携パートナーに対して、JSTと委託研究契約を締結した大学等から人件費等の経費を直接支払うことは認められません。旅費については、当該の大学等で依頼出張により支出可能な場合がありますので、大学等の規程をご確認ください。なお、民間企業でARISEの研究費を直接執行するためにはJSTとの委託研究契約締結が必要です。本FAQのNo.19もご確認ください。	5/19
21	予算	民間連携パートナーとして参画する企業等に対して、発注をARISEの直接経費で実施することは可能ですか。	研究開発課題に参画している民間連携パートナー(企業等)に対して物品等の調達、役務の発注等を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行う必要があります。	5/19
22	予算	海外の民間企業が参画する場合、ARISE予算の配分は可能ですか。	民間企業であるか大学・研究所等であるかに関わらず、海外機関への予算配賦はできません。詳細は、公募要領「2.2.4(2)または3.2.4(2) 研究開発体制の要件」をご確認ください。	5/19
23	予算	公募要領第6章において、e-Radへの提案登録時に研究開発分担者の情報は入力不要とありますが、分担者のエフォート設定は不要なのですか。	提案時には、研究開発分担者の情報はe-Radへの登録を不要としています。研究開発分担者に配分予定の研究費がある場合は、便宜上研究開発代表者に合算した金額を入力してください。なお、採択後は研究開発分担者もエフォート登録・管理が必要になります。	5/19
24	その他	「特定研究開発プログラムへの応募」に係る 研究セキュリティのチェックリストに基づくリスクマネジメントの対象となりますか。	本事業は特定研究開発プログラムに指定されています。応募時点で提案者側で必要な対応はありませんが、研究開発開始前にリスクマネジメントへの対応が必要になります。詳細は公募要領「5.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保」をご確認ください。	5/19
25	その他	研究セキュリティの確保について、示されている手順は企業研究者についても実施必須ですか。	研究開発課題に参画する場合は企業等も含めて研究セキュリティ確保にかかる取組の対象になります。	5/19
26	その他	提案の意向表明アンケートの入力に際して、共同研究開発代表者の合意が必要ですか。	合意は必須ではありませんが、研究提案に向けて可能な限り共同研究開発代表者等とも相談の上でアンケートへの回答をお願いします。	5/19
27	その他	研究開発代表者だけでなく、共同研究開発代表者も、応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講を完了する必要がありますか。また、共同研究開発代表者が海外研究機関に所属する研究者(国際連携パートナー)の場合も同様ですか。	共同研究開発代表者についても、研究倫理教育に関するプログラムの受講完了が応募の必須条件となります。民間連携パートナーなど所属機関で研究倫理教育に関するプログラムの受講が困難である場合には、JSTを通じてeAPRINダイジェスト版(英語版を含む)を受講することができます。下記URLより受講・修了ください。受講にかかる所要時間はおおむね1~2時間程度で、費用負担は必要ありません。 <a href="https://edu2.aprin.or.jp/ard/">https://edu2.aprin.or.jp/ard/</a>	5/19
28	戦略ターゲット	戦略ターゲット型において、医療を対象とした研究は基本方針に合致しますか。ARISEの基本方針に、創薬、ライフサイエンスという言葉は現れるが、医療という言葉は含まれないので、対象外ですか。	戦略ターゲット2(T2)では、AI研究者とドメイン研究者が共同でバイオ生成基盤モデル等を開発することを目指しており、臨床試験や診断・治療等での場におけるAIの利用等が中心となる開発は対象外です。ただし、臨床試験など医療研究のデータ等をもとに「デジタルツインモデル」の実現を目指す研究開発は対象となります。	5/20
29	その他	来年度以降も本事業の公募は行われますか。	来年度以降の公募については現時点では未定です。	5/20
30	その他	NIMSのデータ中核拠点に登録したAIモデルやツールの利用権限、知財、閲覧権限の範囲はどうなりますか。知的財産は発明者に帰属せずNIMSが管理するのですか。	個々の事情や契約等によって異なることが想定されるため、データ基盤を運用する機関への確認や相談を行ってください。	5/20
31	体制	共同代表者を1名とすること(AI研究者とドメイン研究者を1名が兼ねること)はできますか。複数の機関に所属している研究者の場合はどうですか。	本事業は、AI研究者とドメイン研究者が連携し、データの共有やモデルの検証などを一体となって行う体制構築を要件としています。1つの提案の中でAI研究者とドメイン研究者を1名が兼ねることは認められません。なお、2機関以上に所属している1名の研究者が一方の機関所属でAI研究者、別の機関所属でドメイン研究者として1つの提案を構成すること(すなわち当該提案の共同代表者が1名であること)も認められません。1つの提案における共同代表者は必ず2名または3名としてください。	5/29
32	応募要件	現在海外機関に所属していますが、研究開発開始時には国内機関に異動予定の場合、応募は可能ですか。	採択された場合に日本国内の研究機関に所属して研究実施体制を取ることが可能であれば、応募可能です。採択された場合に研究を実施する国内機関の機関名・所属・役職の情報について、提案様式1「基本事項」に注釈等で記載いただき、異動予定の詳細について提案様式8「特記事項」にて説明してください。なお、応募はe-Radを通じて提出いただく必要があります。	6/5
33	提案様式	国際連携パートナー(JSTからの研究費配賦なし)が共同研究開発代表者を務める場合、提案様式7「他制度での助成等の有無」は必要ですか。	共同研究開発代表者のうち国際連携パートナー分については提案様式7の記載は不要です。なお、提案様式5において、国際連携パートナーが自国で研究費を確保し、共同研究開発代表者として研究開発が推進できる体制であることを示していただく必要があります。	6/5
34	予算	研究開発分担者として採択された場合、研究開発代表者の許可があれば、PI人件費制度の対象になりますか(研究開発分担者の人件費を直接経費から支出できますか)。	PI人件費の支出対象は、委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関に所属する研究開発代表者と共同研究開発代表者です。また、一定の要件を満たせば大学等に所属する研究開発分担者も支出可能ですが、研究開発分担者は年間100万円を上限とする予定です。	6/5
35	体制	研究開発代表者、共同研究開発代表者、研究開発分担者は同じ所属機関でも問題ありませんか。	研究開発代表者、共同研究開発代表者、研究開発分担者について、所属機関の制限はありません(同一機関に所属していても問題ありません)。	6/5
36	体制	研究開発代表者Aや共同研究開発代表者Bのグループ、または研究開発分担者Cのグループに、 ①AやB、Cと所属機関の異なる研究者Xが加わることは可能ですか。 ②AやB、Cと所属機関が同じで部局が異なる研究者Yの場合はどうですか。	分担グループは、JSTとの委託研究契約の単位ごとに設定いただきます。 ①研究者XにJSTからの資金配分が必要な場合は、Xを研究開発分担者とするグループを分けて記載してください。 ②研究者Yについて、部局が異なる等の理由によりJSTとの委託研究契約をA、B、Cと分けて締結する場合は、Yを研究開発分担者とするグループを分けて記載してください。  なお、XやYがJSTからの資金配分を必要としない(研究費を執行しない)場合は、AやB、Cのグループに研究参加者として加わることは可能です。	6/5
37	体制	研究開発代表者と共同研究開発代表者が同じ機関・部局の場合、提案様式4-2はどのように記載すればよいですか。	研究開発代表者と共同研究開発代表者については、同じ機関・部局の所属であっても提案様式4-2の予算表や提案様式5の体制表は分けて記載してください。ただし、実際に採択されて契約を締結する際には、同じ機関・部局であれば契約は1本にまとめさせていただく可能性があります。	6/5